

シチュエーション4 災害によって職員が行方不明となった場合

②給与

(1)行方不明により休職となった場合の給与の取り扱い

給与支給	休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの、100分の100以内を支給することができる(人事委員会規則で定めるところによる)

(2)休職扱いの職員の所在が判明した場合

(3)死亡が確認できた場合

給与支給	職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
期末手当 支給	基準日(6/1及び12/1)前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、期末手当の支給日に当該各項の例による額の手当を支給することができる。

※詳細はシチュエーション を参照

書類様式

根拠法規
通知文書

- (1) 公立学校職員の給与に関する条例第27条 第4項 (高教必P902)
- (2)
- (3) 公立学校職員の給与に関する条例第8条の3 (高教必P884)
公立学校職員の給与に関する条例第27条 第6項